

さぬき市耐震改修促進計画

平成22年9月

平成24年3月（改正）

さ ぬ き 市

- 目 次 -

はじめに.....	1
第 1 章 計画の概要.....	2
第 1 節 計画の目的等	2
第 2 節 計画の位置付け	4
第 3 節 計画の期間	5
第 4 節 想定される地震の規模及び被害の状況	5
第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	17
第 1 節 住宅の耐震化の現状把握及び目標	17
第 2 節 特定建築物の耐震化の現状把握及び目標	25
第 3 節 公共建築物の耐震化の現状把握及び目標	28
第 3 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	30
第 1 節 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	30
第 2 節 役割分担	30
第 3 節 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策	32
第 4 節 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	34
第 5 節 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	34
第 6 節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	36
第 7 節 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項	38
第 8 節 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	38
第 9 節 重点的に耐震化すべき区域の設定	38
第 4 章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等の協力.....	39
第 1 節 指導等への協力	39
第 5 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	40
第 1 節 地震ハザードマップの作成・公表	40
第 2 節 相談体制の整備及び情報提供の充実	40
第 3 節 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の参加啓発	40
第 4 節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	41
第 5 節 自治会等との連携	41
第 6 節 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発	41
第 6 章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項	42
第 1 節 庁内推進体制の確立	42
第 2 節 関係団体との連携	42
第 3 節 その他	42

はじめに

日本は、世界でも有数の地震大国であり、過去に発生した多くの地震により多大な被害を受けてきた。1995年（平成7年）1月には、阪神・淡路大震災で約25万棟の家屋が全半壊し、6,400人余の尊い命が失われたが、このうち約4,800人が住宅・建築物の倒壊によるものとされ、これは地震による直接的な死者数約5,500人の約9割に相当する。このことから、地震による人的被害軽減のためには、住宅・建築物を壊れないようにする「耐震化」が不可欠である。

このため、同年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

また近年では、新潟県中越地震2004年（平成16年）10月、福岡県西方沖地震2005年（平成17年）3月、能登半島沖地震2007年（平成19年）3月、新潟県中越沖地震2007年（平成19年）7月、岩手・宮城内陸地震2008年（平成20年）6月、そして未曾有の災害となった東北地方太平洋沖地震2011年（平成23年）3月などの大規模地震の頻発に加え、太平洋沖合の南海トラフ沿いで発生する東南海・南海地震などの大地震の発生の切迫性が指摘され、地震に対する備えが急務となっている。

本市においても、東南海・南海地震、中央構造線や長尾断層帯による地震により大きな被害を受けることが予想されており、中でも東南海・南海地震は今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されている。

このような状況を受け、中央防災会議では2005年（平成17年）3月に「地震防災戦略」を策定し、東海地震、東南海・南海地震による人的被害及び経済被害額の想定値を、10年後の2015年（平成27年）までに半減させることを目指すこととした。さらに、国土交通省の住宅・建築物の地震防災推進会議では、住宅及び建築物の耐震化率の目標を9割にすべきとの提言がなされ、10年後までに地震被害を半減させるため、住宅及び特定建築物の耐震化率を現行の75%から90%に引き上げる目標を掲げている。

この目標を達成するためには、住宅・建築物の改修・建替えのスピードを大きく加速する必要がある。そこで、2006年（平成18年）1月26日に耐震改修促進法一部改正法が施行され、都道府県には国土交通大臣の定める基本方針（以下「国の基本方針」という。）に基づく都道府県耐震改修促進計画の策定を義務付け、市町村には国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定する努力義務が課せられた。

本市においては、この法律に基づいて「さぬき市耐震改修促進計画」を策定し、既存建築物の耐震改修を促進する施策を定め、広く市民に知らせるとともに、関係機関との連携のもとに施策の実施に努めるものとしている。

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減するため、主として 1981 年（昭和 56 年）以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存建築物の耐震化を、総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

国の基本方針では、東海地震及び東南海・南海地震の死者数等を半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約 75%を、2015 年度（平成 27 年度）までに少なくとも 90%にすることを目標に掲げている。

本計画では、国が掲げる耐震化率の目標並びに県内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるとともに、市はこのような住宅・建築物等の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示し、耐震化の促進を図ることとする。

また、防災拠点となる市有建築物については、財政状況も踏まえた効率的な計画を策定し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるものとする。

(2) 建築物の耐震化の必要性

地震被害の軽減には、建築物の耐震化等への取組が不可欠である。大地震の発生を阻止することは困難であるが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能であり、中でも建築物の倒壊等の被害は人的被害を引き起こすだけでなく、

- ①火災の発生
- ②多数の避難者の発生
- ③救助活動の妨げ
- ④がれきや廃材の大量発生 など

被害の拡大及び事後対策の増大の要因であることが判明しており、建築物の耐震化等の地震防災対策の充実・促進が重要である。

(3) 耐震化を図る建築物

本計画では、特に耐震化を図る建築物として、次に掲げる施設のうち建築基準法令等の耐震関係規定に適合していない「耐震性・耐震性能などが不足する建築物」を対象とする。

① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、住民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点からもその耐震化を促進する。

② 特定建築物（耐震改修促進法第6条第1号から第3号まで）

市の庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する特定建築物等のうち次に掲げるものは、地震により倒壊等の被害を受けた場合、社会的影響が大きいことから耐震化を推進する。

ア 多数の者が利用する建築物

- ・災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物
- ・避難者及び傷病者の救援活動等の拠点となる建築物

イ 地震発生時に倒壊した場合、多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物

ウ 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

③ 防災拠点となる市有建築物

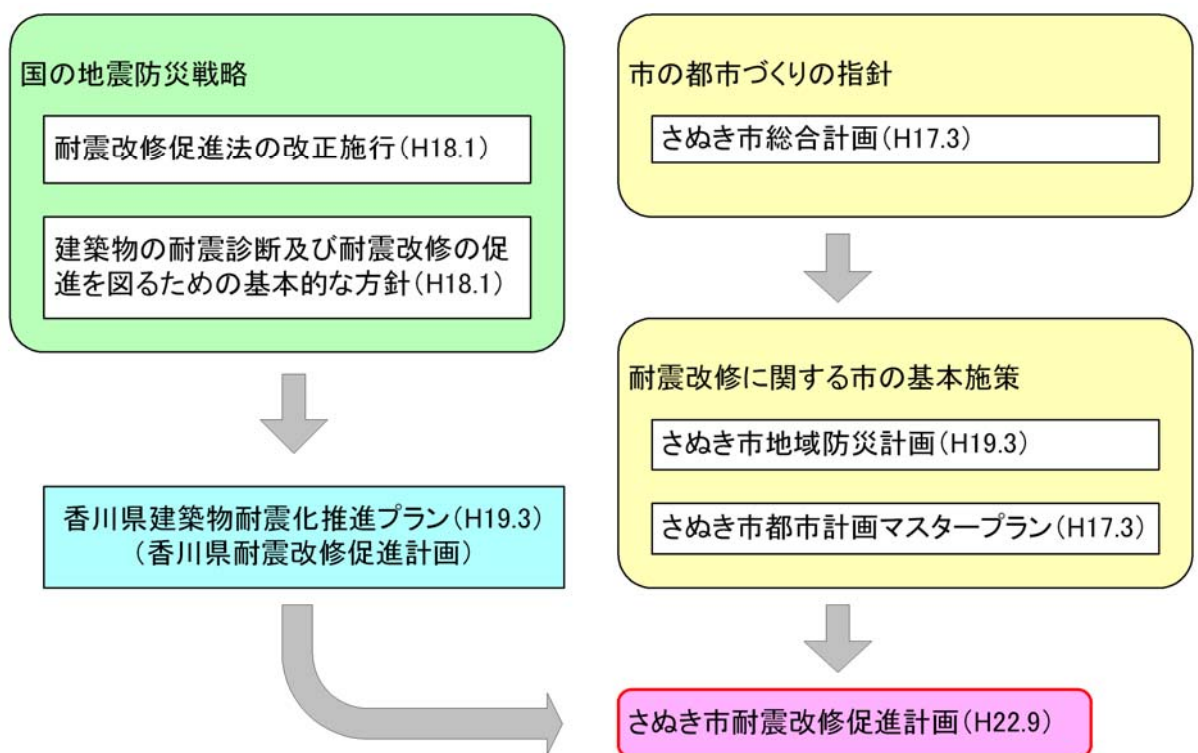
特に防災拠点となる市有建築物は、地震により倒壊等の被害を受けた場合、防災上の影響が著しく大きいことから、財政状況も踏まえた効率的な計画を策定し、耐震化に取り組むものとする。

※ 防災拠点となる市有建築物とは、さぬき市地域防災計画で防災上重要建築物として指定され、かつ非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延床面積200㎡を超えるもので、耐震改修促進法改正施行時において、建築基準法第20条第2号に定める構造計算による安全性の確認義務が課せられていた市有の建築物をいう。

第2節 計画の位置付け

本計画は、香川県が策定した「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）」（平成19年3月策定、以下「香川県耐震化推進プラン」という。）を上位計画として、耐震改修促進法及び国の基本方針に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「さぬき市耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

さぬき市耐震改修促進計画は、国・県の計画、市の主要な計画と、次のように整合を図るものとする。



さぬき市耐震改修促進計画の位置付け

第3節 計画の期間

本計画では、中央防災会議の地震防災戦略及び香川県耐震化推進プランと同じく、2015 年度（平成 27 年度）を目標年次とし、市内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、2010 年度（平成 22 年度）から6年間の建築物の耐震化の取組方針を定める。

本計画については、耐震化の実施状況等を踏まえ、目標達成状況等を評価し、必要に応じて耐震化の目標等の見直しを行う。

第4節 想定される地震の規模及び被害の状況

（1）香川県における過去の地震災害

香川県では、100～150 年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな被害が発生している。また、1927 年（昭和2年）の北丹後地震、1995 年（平成7年）の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

香川県の主な地震被害

地震名 発生年月日	規模震度 Mはマグニ チュード	震 央	被 害 状 況
宝永地震 1707 年 10月28日 14 時ごろ [宝永 4 年 10月4日 未刻]	M8.4	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ — 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者 5,000 人余、潰家 59,000 軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者 28 人、倒壊家屋 929 軒、丸亀城破損。また、五剣山の 1 峰崩落。余震は、12 月まで続く。5～6 尺（2m 弱）の津波で相当の被害があった。
1711 年 12月20日 14 時過ぎ [正徳 1 年 11月11日 昼ハツ半]	M6.7	北緯 34.3° 東経 134.0° 深さ — 讃岐中部	被害は、高松藩領のみ。死者 1,000 人余、倒壊家屋 1,073 軒、道路、堤割れる。また、津波が 1 日 10 回押し寄せ、余震は 30 日続く。
安政南海地震 1854 年 12月24日 16 時ごろ [嘉永 7 年 11月5日 申の中刻]	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。房総半島から九州東岸まで大津波が襲来。全体で死者 3,000 人、家屋全壊 10,000 戸、半壊 40,000 戸、焼失 6,000 戸、流失 15,000 戸。 香川県では、死者 5 人、負傷者 19 人、倒壊家屋 2,961 軒、土蔵被害 157 箇所、塩浜石垣崩れ 3,769 間、塩浜堤大破 7,226 間、川堤崩れ 6,456 間、せき崩れ 491 箇所、池大 264 箇所、橋被害 126 箇所であった。この地震による津波の高さは、香西（高松市西部）で 1 尺（30 cm 余）であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦（共に県東部沿岸）で被害があった。

地震名 発生年月日	規模震度 Mはマグニ チュード	震 央	被 害 状 況
北丹後地震 1927 年 (昭和 2 年) 3 月 7 日 18 時 27 分	M7.3 震度 多度津 4	北緯 35° 38' 東経 134° 56' 深さ 18 km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者 2,925 人、負傷者 7,806 人、家屋全壊 12,584 戸、半壊 10,886 戸、焼失 9,151 戸。香川県では、小被害があった。
南海道地震 1946 年 (昭和 21 年) 12 月 21 日 4 時 19 分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56' 東経 135° 51' 深さ 24 km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は、中部以西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 238 箇所、橋梁破損 78 箇所。また、堤防決壊・亀裂 154 箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部 地震(阪神・ 淡路大震災) 1995 年 (平成 7 年) 1 月 17 日 5 時 46 分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 36' 東経 135° 02' 深さ 16 km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。全体で死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 戸、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 箇所、水道管破裂 2 箇所等の被害があった。
平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部 地震 2000 年 (平成 12 年) 10 月 6 日 13 時 30 分	M7.3 震度 土庄 5 強 観音寺 5 弱 高松 4 多度津 4 大内 4 坂出 4	北緯 35° 16' 東経 133° 21' 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。死者はなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。
平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 2001 年 (平成 13 年) 3 月 24 日 15 時 27 分	M6.7 震度 高松 4 多度津 4 土庄 4 観音寺 4 坂出 3 大内 3	北緯 34° 08' 東経 132° 42' 深さ 46 km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9 県に及んだ。 全体で、死者 2 名、負傷者 288 人、家屋全壊 70 棟、半壊 774 棟、文教施設被害 1,209 箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害があった。

※ 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献：宇佐美竜夫『新編日本被害地震総覧』東京大学出版会、1987)

2 高松、多度津の震度は気象官署の値、坂出、観音寺、土庄、大内の震度は震度観測点の値である。(現在の観測地点名称は、高松は高松市伏石町、多度津は多度津町家中、坂出は坂出市王越町、観音寺は観音寺市坂本町、土庄は土庄町甲、大内は東かがわ市三本松である。)

3 1711 年の地震は、『新編日本被害地震総覧』によると「珍事録」に記載されているのみで疑わしいとされている。

4 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震の被害状況は、総務省消防庁による。

5 発生年月日について、1872 年(明治 5 年)までは陰暦であったために、陽暦換算し、[]内に日本の年号・陰暦を示した。

(2) 香川県における被害予測

香川県では阪神・淡路大震災を教訓として、地震防災対策の強化・推進を図るための施策の一つとして、1995 - 96 年度（平成7 - 8年度）の2か年で地震被害想定調査を行っている。この調査は、大規模な地震が発生した場合を想定して、県内各地の揺れや液状化等による被害を科学的・定量的に予測したものであり、この結果は、今後の防災対策の基礎資料として、また、県民の防災意識の高揚などに活用することを目的としたものである。

本市に大きな被害が予想される下記の3つの地震について、被害予測を行っている。

- ①南海トラフを震源域とする地震（南海地震）
 - ②中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震
 - ③長尾断層を震源域とする地震



想定地震の震源位置図

■ 前提条件

- 県内に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、活断層による内陸型の地震（2ケース）と南海地震等のようなプレートの沈み込みによる海溝型の地震の合計3ケースを想定した。
- 想定時期は、火気使用率が高く、地震火災等が多く発生し、全体の被害量が大きくなる「冬の夕刻」とした。

■ 想定地震

【想定地震1】：南海トラフを震源域とする地震

県内において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフと呼ばれる海溝を震源域としている南海地震である。南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね100～150年ごとに繰り返し発生している。最近では、1946年（昭和21年）にマグニチュード8.0の南海地震が発生しているが、宝永南海地震（1707年）と安政南海地震（1854年）では、マグニチュード8.4であった。地震の規模は、安政南海地震と同規模地震を想定して、マグニチュード8.4と設定している。

【想定地震2】：中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。ここでは、県西部に相当の被害をもたらすと予想される三野・池田断層を想定した。地震の規模は、活断層研究会編『新編日本の活断層』（東京大学出版会、1991年）に掲載されている地震規模推定式を用いて計算し、その断層の断層長からマグニチュード7.7と設定している。

【想定地震3】：長尾断層を震源域とする地震

長尾断層は、本県の中央東部に存在する活断層で、東西方向約20kmにわたっているものであり、ここで地震が発生した場合には、県の東部に大きな被害をもたらすものと予想される。地震の規模は、『新編日本の活断層』に掲載されている地震規模推定式を用いて計算し、その断層の断層長からマグニチュード7.1と設定している。

■ 地震動予測結果

【想定地震1】：震源域＝南海トラフ マグニチュード 8.4

県内の震度は5弱～6強、市内の震度は5弱～6弱になると予想され、山地と高位段丘（基盤露出部）では震度5弱、平野部を中心に広い範囲で震度6弱が出現する傾向にある。

【想定地震2】：震源域＝中央構造線 マグニチュード 7.7

県内の震度は5弱～7、市内の震度は、5強～6強になると予想され、広い範囲で震度6弱～6強、山地部で震度5強と予想された。

【想定地震3】：震源域＝長尾断層 マグニチュード 7.1

県内の震度は 5 弱～7、市内の震度は、5 強～7になると予想され、長尾断層に近い平野部で震度 7、広い範囲で震度 6 弱～6 強、北部のごく一部で震度 5 強と予想された。

■ 津波予測結果

【想定地震】：東南海・南海地震同時発生マグニチュード 8.6（中央防災会議の波源モデルを使用）

津波が最も早く到達するのは東かがわ市であり、地震発生約 70 分後に初期水位から 20cm 上昇する。次いでさぬき市、小豆島町では、地震発生約 90～110 分後に、高松市では、地震発生約 110～120 分後に上昇する。

津波最高水位の発生は、最も早い地点で約 170 分後（さぬき市、高松市牟礼町、小豆島町、土庄町）、最も遅い地点で約 450 分後（丸亀市など）である。

津波高（波高）は、県内沿岸全域では約 0.5～1.9m となり、最も高いのはさぬき市の約 1.9m、高松市牟礼町の約 1.7m、小豆島町の約 1.6m である。

津波水位（津波高＋満潮位等）は県内沿岸全域では約 T.P+1.7～3.1m となり、さぬき市及び三豊市詫間町では T.P+3m を超える。

浸水面積は、さぬき市で約 3.8km² であり、この内浸水深 1 m 未満が約 2.6km²、浸水深 1～2 m が約 1.2km²、浸水深 2 m 以上が約 0.05 km² である。

市町別では、市域が広い高松市が約 17 km² と最も大きく、次いで坂出市の約 11km²、さぬき市、丸亀市となっている。浸水深 1 m 以上の面積でみると、坂出市が約 4km² と大きく、次いで高松市となっている。

各市町の最大浸水深は、さぬき市 2.6m、高松市 2.4m、坂出市 3.6m、三豊市詫間町 3.1m などとなる。

※ T.P とは、東京湾中等潮位（TOKYO Peil）の略で、地表面の高さ（標高）の基準となる水準面の高さ。

■ 被害予測結果

【想定地震1】：震源域＝南海トラフ マグニチュード 8.4

県全体での全壊棟数は約 4,600 棟(0.6%)、半壊棟数は約 17,000 棟(2.4%)であった。

県全体での死者数は約 200 人、負傷者数は約 3,300 人と予測された。なお、延焼が起こらなかったため、死者のほとんどは建物倒壊によるものである。

想定津波：東南海・南海地震同時発生 マグニチュード 8.6（中央防災会議の波源モデルを使用）

県全体での床上浸水（浸水深 0.5m以上）は約 26,500 棟、床下浸水（浸水深 0.5m未満）は約 20,500 棟であった。

浸水建物（床上・床下）は、沿岸部を持つ全市町で予測され、高松市は約 20,000 棟、坂出市で約 7,400 棟、丸亀市で約 4,200 棟などが、被害が多くなると予測された。

浸水深 2m以上の範囲には、108 棟の木造家屋があり、全壊の可能性もある。

浸水区域内の人口は香川県全体で約 74,300 人であり、この内浸水深 1～2mとなる区域では約 16,600 人、浸水深さ 2m以上となる区域では約 200 人となる。

津波による死者数は、香川県全域において津波到達時間が地震発生後 60 分以降であるため、避難が完了していると判断され、死者は出ないと予測した。

【想定地震2】：震源域＝中央構造線 マグニチュード 7.7

県全体での全壊棟数は約 61,600 棟(8.4%)、半壊棟数は約 180,000 棟(24.6%)であった。全壊棟数は、長尾地区で約 1,400 棟と予測された。

県全体での死者数は、約 6,700 人、負傷者数は、約 37,000 人と予測された。

【想定地震3】：震源域＝長尾断層 マグニチュード 7.1

県全体での全壊棟数は約 80,000 棟(10.9%)、半壊棟数は約 143,000 棟(19.5%)であった。全壊棟数は、長尾地区で約 3,200 棟、津田地区、大川地区、志度地区、寒川地区で 1,000 棟以上と予測された。

県全体での死者数は約 6,700 人、負傷者数は約 36,000 人であった。死者数は、長尾地区で 100 人以上と予測された。

地震による被害想定（香川県全体）

想定地震 想定項目			南海トラフ マグニチュード 8.4	中央構造線 マグニチュード 7.7	長尾断層 マグニチュード 7.1	県内の総数
震 度			5弱～6強	5弱～7	5弱～7	
建物被害	地液震動・ 状 化	全壊	4,567	61,671	80,068	731,485 棟
		半壊	17,414	179,821	142,872	
	津波	床上浸水	26,498	—	—	
		床下浸水	20,410	—	—	
火災	出 火（棟） （一日目）		47	302	340	731,485 棟
	焼 失（棟） 〔 発災後3時間までの 出火による延焼シ ミュレーション 〕		29	30,780	36,815	
人的被害	死 者（人）		188	6,763	6,692	1,027,006 人 〔 平成7年 国勢調査 〕
	負傷者（人）		3,324	36,969	36,168	
	罹災者（人）		34,096	390,059	385,777	
	避難者（人）		10,232	117,017	115,734	
ライフライン被害	上水道（箇所）		839	7,539	6,753	6,501 km
	下水道（箇所）		60	1,141	1,496	1,214 km
	ガ ス（箇所）		343	1,238	1,310	802 km
	電 柱（本）		367	1,113	956	147,230 本
	電話柱（本）		224	604	548	128,744 本

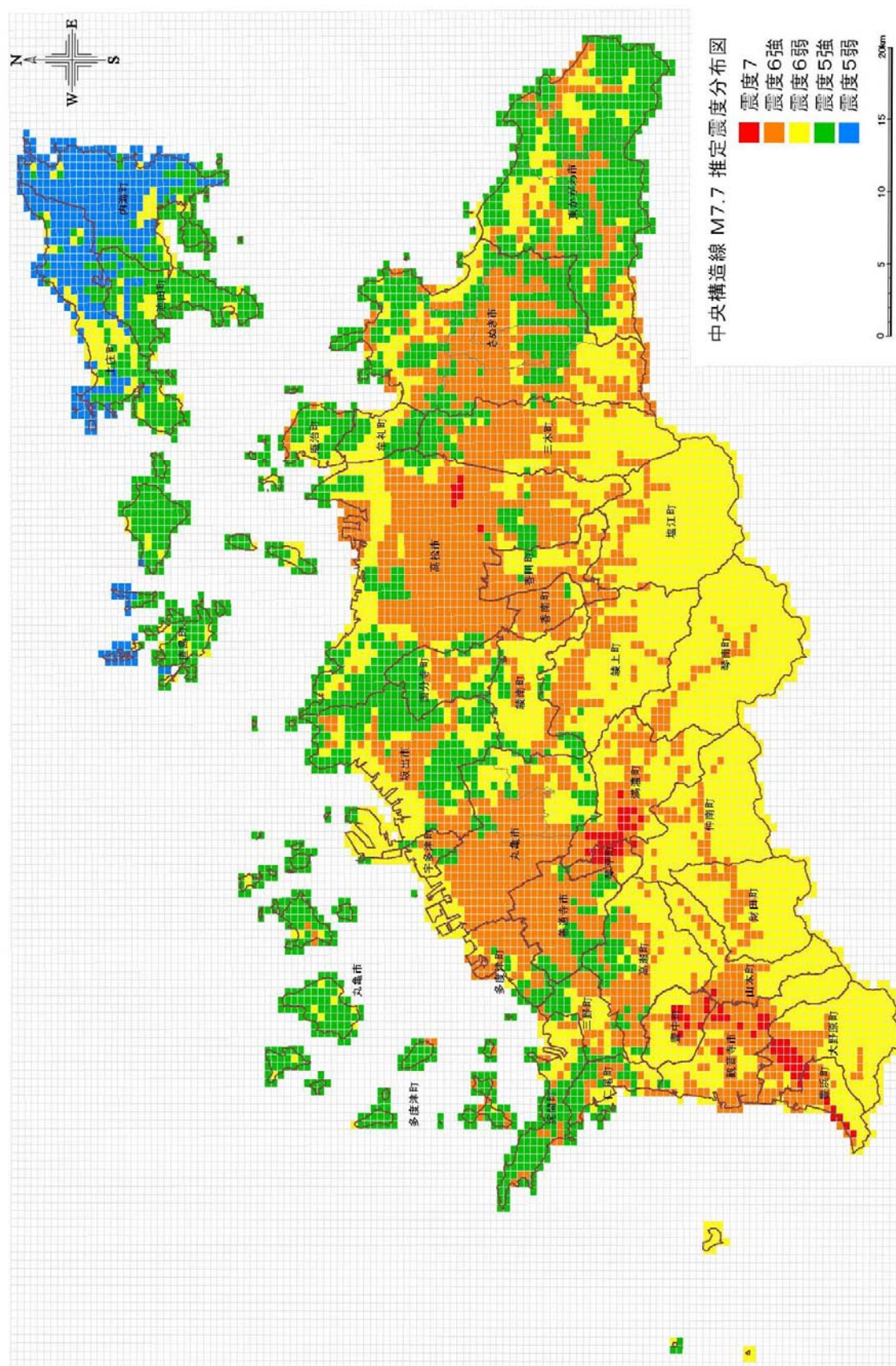
※ 津波の被害については、東南海・南海地震同時発生、マグニチュード8.6（中央防災会議の波源モデルを使用）による被害想定である。

南海トラフ M8.4 推定震度分布図

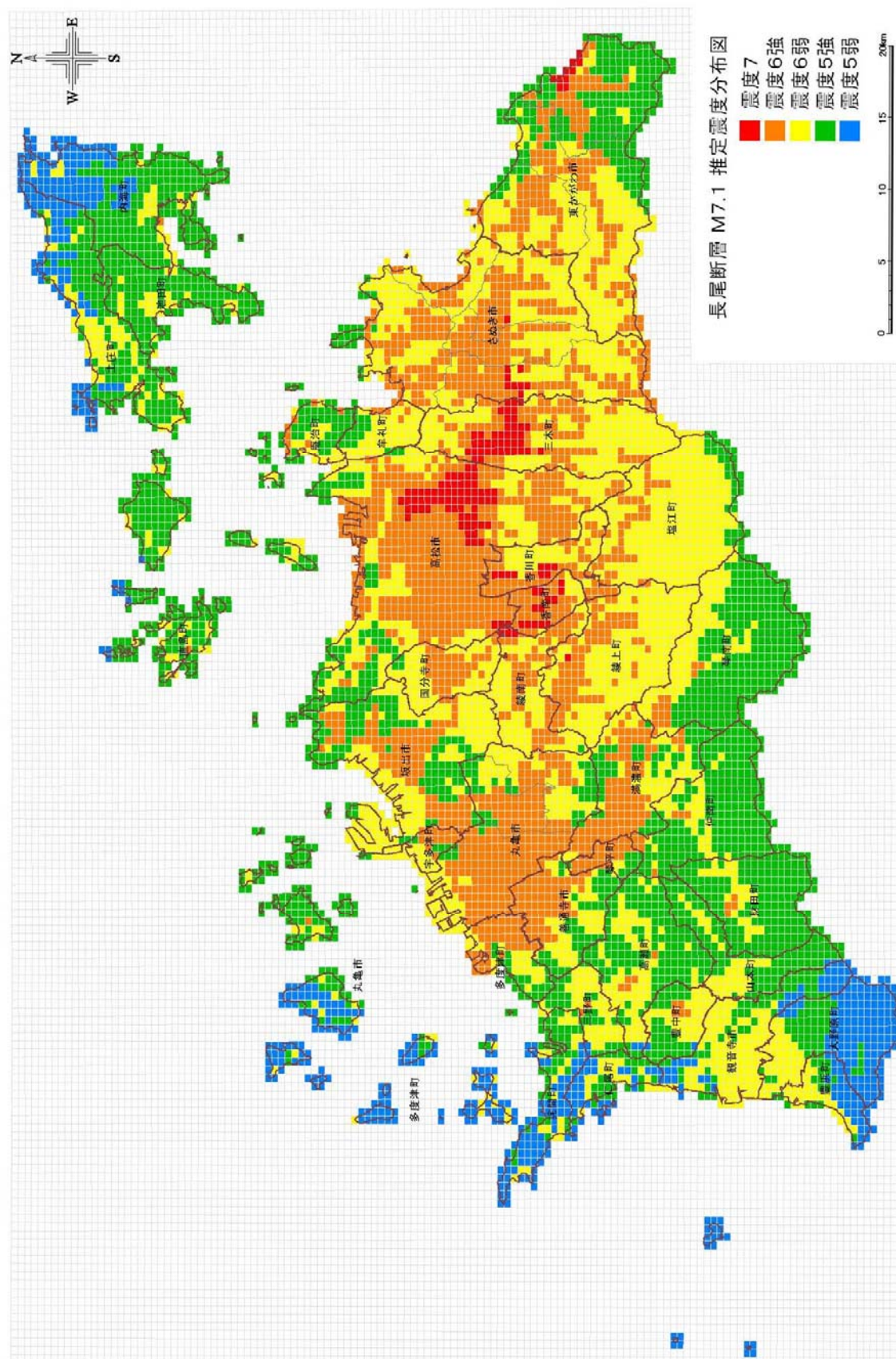
震度6強
震度6弱
震度5強
震度5弱

0 5 10 15 20km

【想定震度分布図2】



【想定震度分布図3】



(3) さぬき市に係る被害予測

香川県が実施した地震被害想定調査（1995 - 96 年（平成 7 年 - 8 年））における想定地震のうち、南海トラフを震源域とする地震（南海地震）は、近年発生する可能性が高いとされ、中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震は、近年発生する可能性が低く、長尾断層を震源域とする地震は、近年発生する可能性が極めて低いとされている。

さぬき市では、近年発生する可能性が高いとされている南海トラフを震源域とする地震（南海地震）を対象とし、地震被害想定調査（1995 - 96 年（平成 7 年 - 8 年））から本市における地震の被害想定を抜粋した。なお、津波被害については、東南海・南海地震が同時発生した場合に想定される被害となっている。

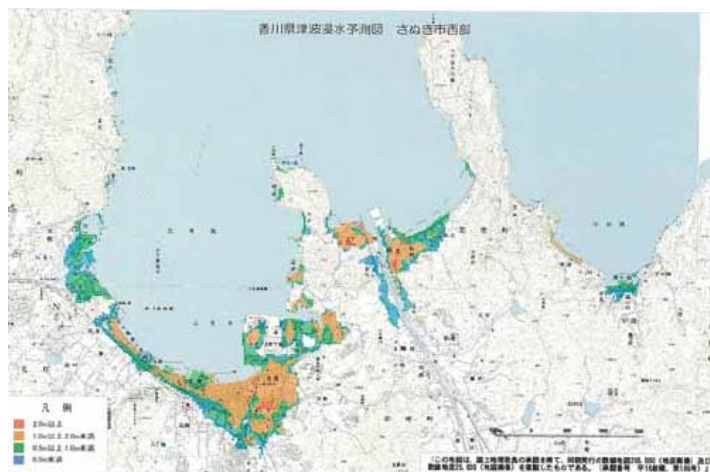
さぬき市に係る地震被害想定

項目		細目	さぬき市
建物被害	全建物	総棟数（棟）	38,186
		全壊棟数（棟）	149
		半壊棟数（棟）	1,109
	木造	存在棟数（棟）	31,471
		全壊棟数（棟）	101
		半壊棟数（棟）	997
	非木造	存在棟数（棟）	6,715
		全壊棟数（棟）	48
		半壊棟数（棟）	112
出火件数		3 時間後（件）	1
		1 日後（件）	1
		3 日後（件）	1
焼失棟数		出火棟数(棟)	1
		延焼による焼失棟数（棟）	0
		全焼失棟数（棟）	1
人的被害		人口（人）	57,772
		世帯数（世帯）	19,728
		死者数（人）	22
		負傷者数（人）	200
		罹災者数（人）	1,809
		避難者数（人）	543

さぬき市に係る地震被害想定（津波被害）

項目		細目	さぬき市
浸水面積		合計（千 m ² ）	3,799
		0.5m 未満（千 m ² ）	1,277
		0.5～1m（千 m ² ）	1,299
		1m～2m（千 m ² ）	1,174
		2m 以上（千 m ² ）	49
影響棟数	床上浸水+床下浸水	合計（棟）	1,657
	床下浸水	0.5m 未満（棟）	557
	床上浸水	0.5～1m（棟）	566
		1m～2m（棟）	512
		2m 以上（棟）	22
津波浸水域の人口		合計（人）	2,327
		0.5m 未満（人）	782
		0.5～1m（人）	796
		1m～2m（人）	719
		2m 以上（人）	30

【津波浸水予測図】



さぬき市西部



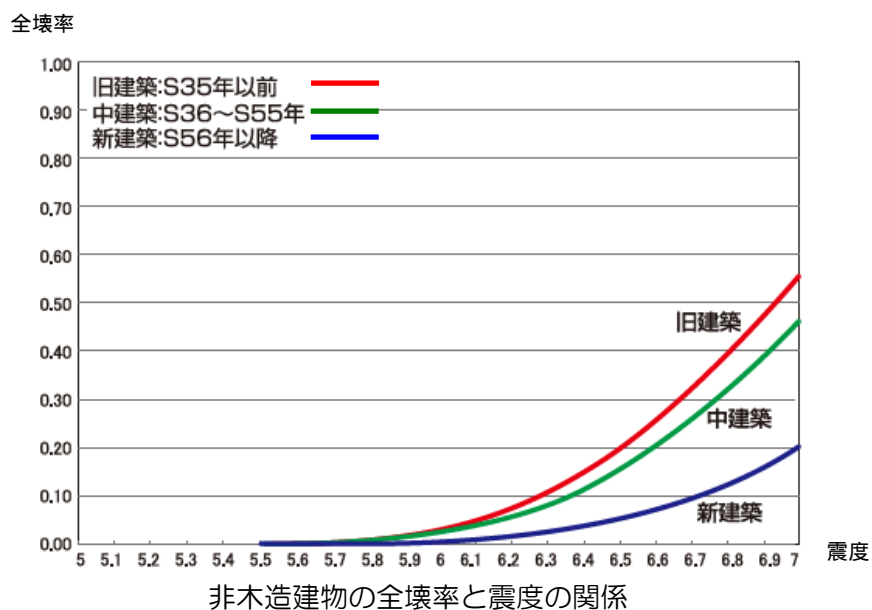
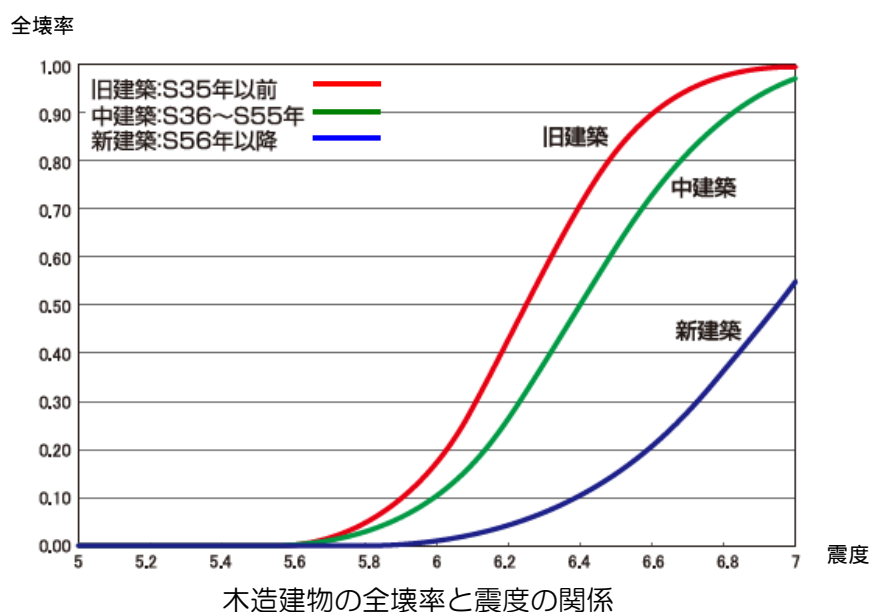
さぬき市東部

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 住宅の耐震化の現状把握及び目標

(1) 住宅の棟数分布

「地震防災マップ作成技術資料」(内閣府(防災担当)、平成17年3月)によると、木造建物と非木造建物では、地震時に倒壊する割合が異なっており、建築年別木造・非木造建物の全壊率グラフは次のとおりである。



本市における住宅棟数分布（2010 年（平成 22 年）1 月 1 日現在）は、次のとおりである。木造住宅は、住宅全体の約 9 割を占め、残りの約 1 割が非木造となっている。

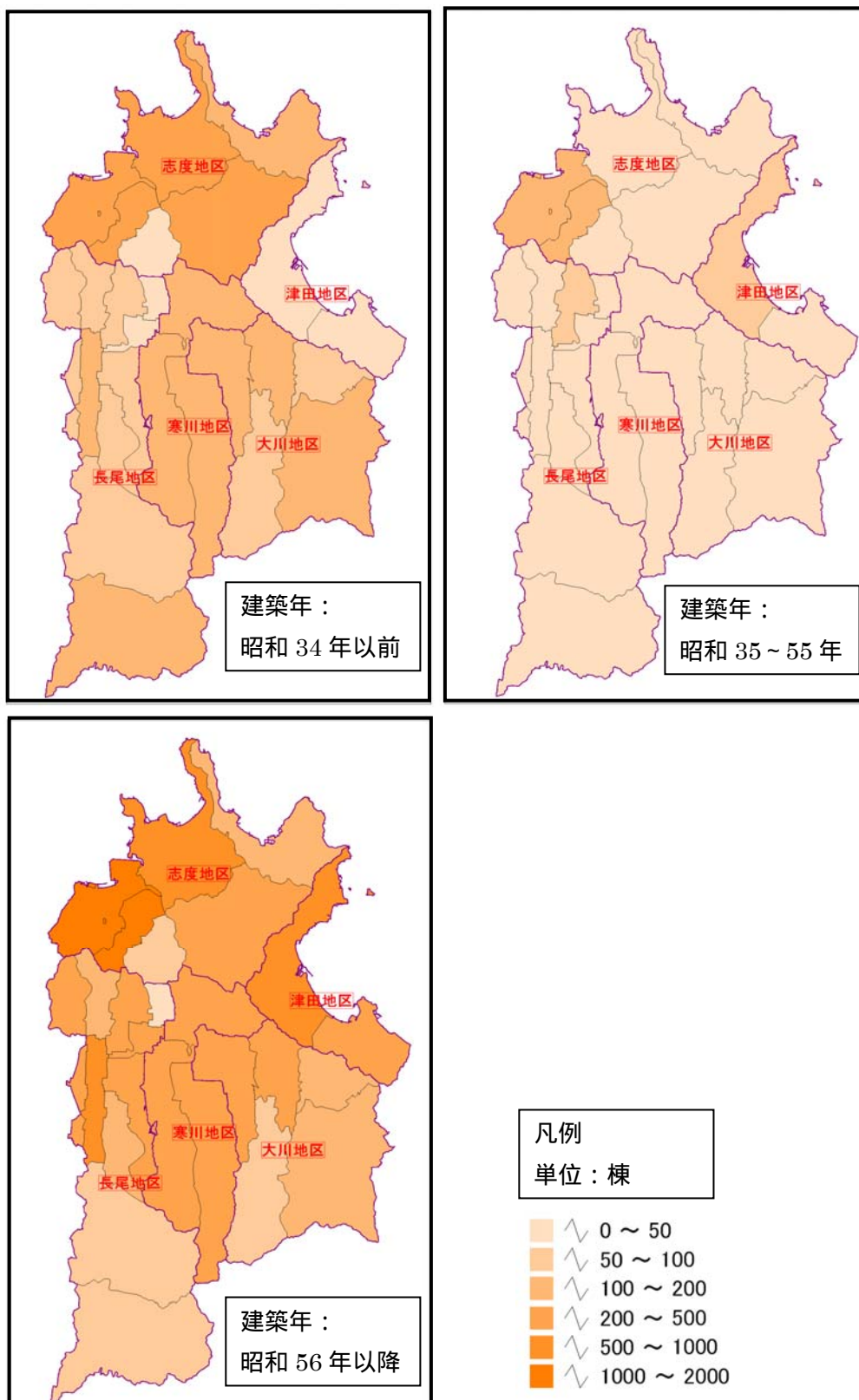
①木造住宅

- 市全体では、木造住宅のうち、1980 年（昭和 55 年）以前が約 6 割、1981 年（昭和 56 年）以降が約 4 割となっている。
- 1980 年（昭和 55 年）以前の木造住宅が多いのは、志度地区であり、1981 年（昭和 56 年）以降の住宅が多いのも同じく志度地区である。

②非木造住宅

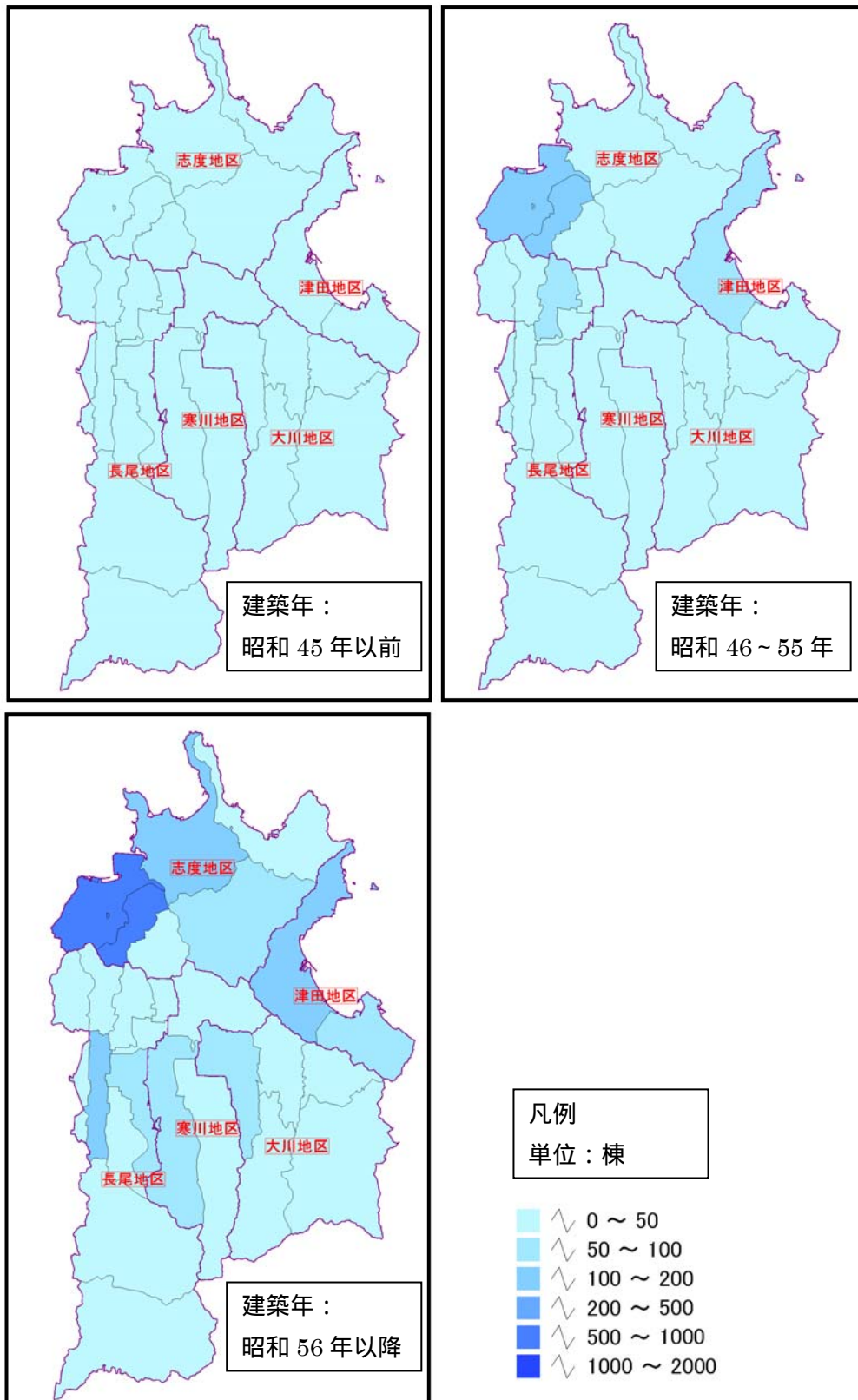
- 市全体では、非木造住宅のうち、1980 年（昭和 55 年）以前が約 3 割、1981 年（昭和 56 年）以降が約 7 割となっている。
- 1980 年（昭和 55 年）以前の非木造住宅が多いのは、志度地区であり、1981 年（昭和 56 年）以降の住宅が多いのは志度地区及び津田地区である。

木造住宅



木造住宅の棟数分布

②非木造住宅



非木造住宅の棟数分布

(2) 住宅の密度分布

本市の住宅密度分布(2010 年(平成 22 年)1 月 1 日現在)は、次のとおりである。

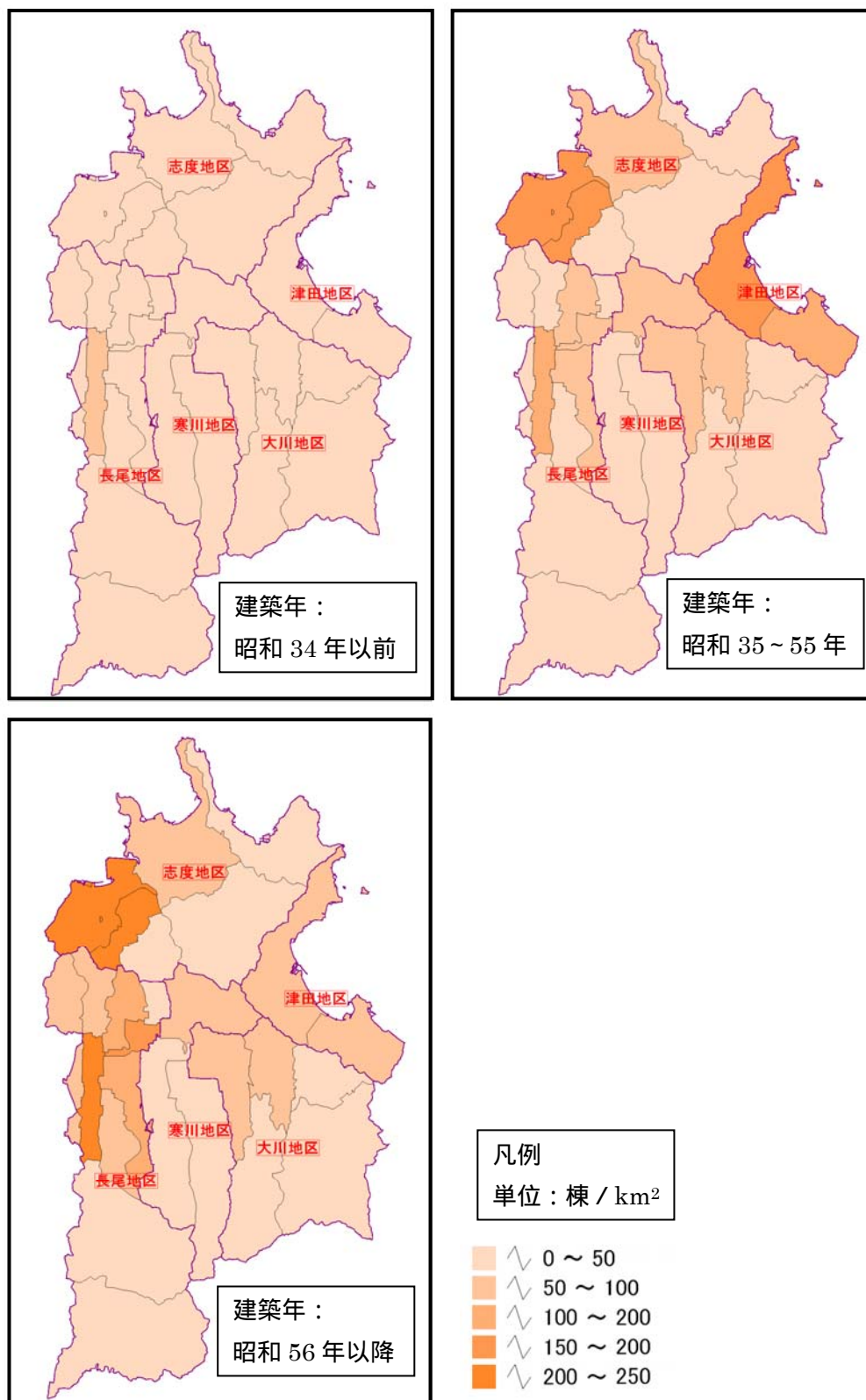
木造住宅

- 1980 年(昭和 55 年)以前の木造住宅の密度が高いのは、志度地区及び津田地区である。

②非木造住宅

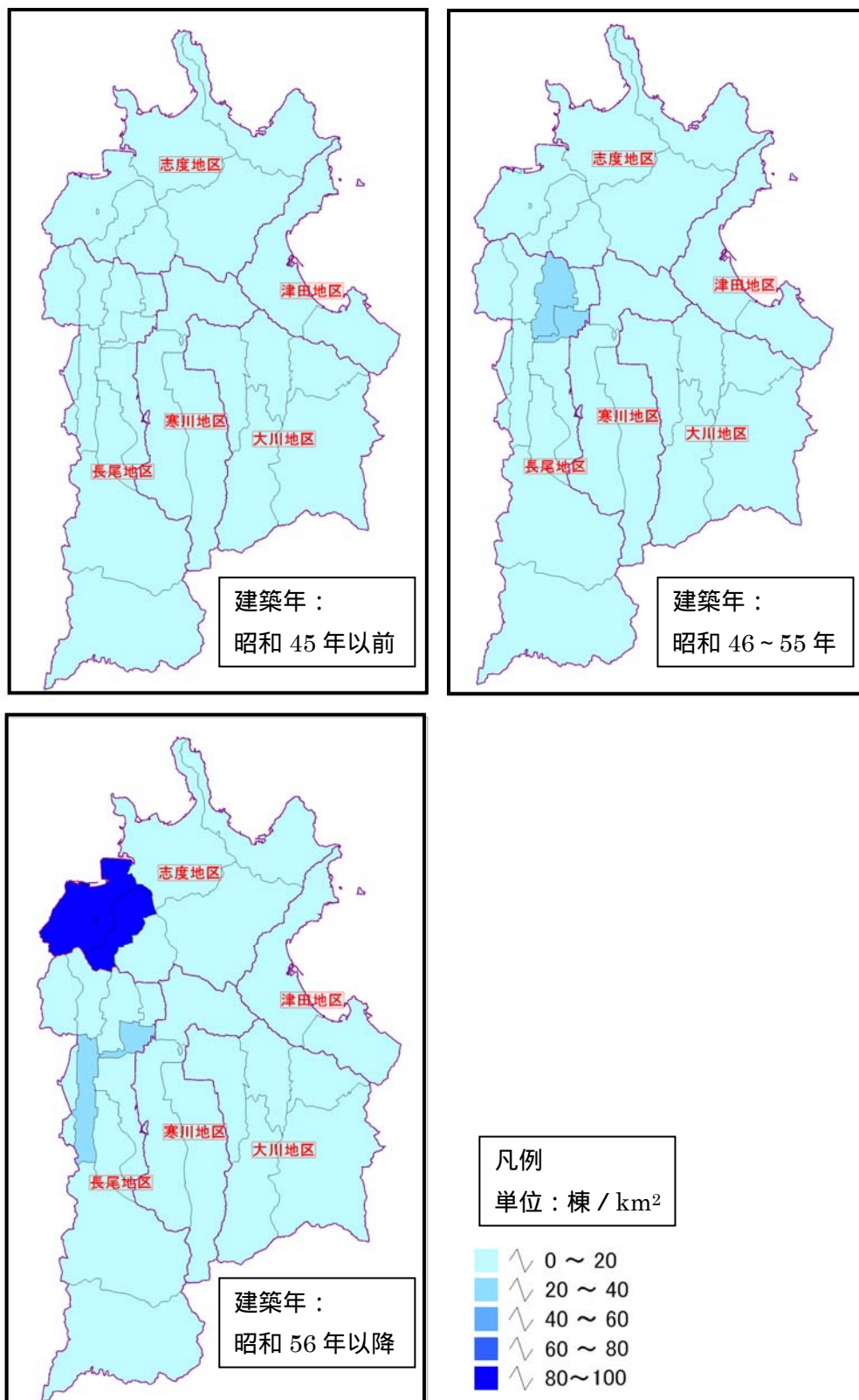
- 市全体では、1980 年(昭和 55 年)以前の非木造住宅の密度は、ほぼ 20 棟／ km^2 以下となっており、長尾地区の一部で 20 棟／ km^2 を超えている地域がみられるだけである。
- 志度地区の一部では 1981 年(昭和 56 年)以降の非木造住宅の密度が 80 棟／ km^2 を超えており、この地域が際立っている。

木造住宅



木造住宅の密度分布

②非木造住宅



非木造住宅の密度分布

(3) 住宅における耐震化の現状

本市内の 2010 年（平成 22 年）1 月 1 日現在の住宅総数は 22,293 棟であり、1981 年（昭和 56 年）以降の住宅（新基準建築物）が 10,280 棟、1980 年（昭和 55 年）以前の建築物（旧基準建築物）が 12,013 棟である。耐震性有りの住宅及び、耐震改修済みの住宅は合計 12,322 棟あり、耐震化率は 55.3%と推計される。

住宅の耐震化の現状（2010 年（平成 22 年）1 月 1 日現在推計）

区分	1981 年 （昭和 56 年）以降の 住宅	1980 年 （昭和 55 年） 以前の住宅	住宅総数 ④ （①+②）	耐震性有りの住宅 ⑤ （①+③）	耐震化率 （%） （⑤÷④）
		うち耐震性なし			
		うち耐震性あり③			
木造	8,412	11,075	19,487	9,741	50.0
		9,746			
		1,329			
非木造	1,868	938	2,806	2,581	92.0
		225			
		713			
合計	10,280	12,013	22,293	12,322	55.3
		9,971			
		2,042			

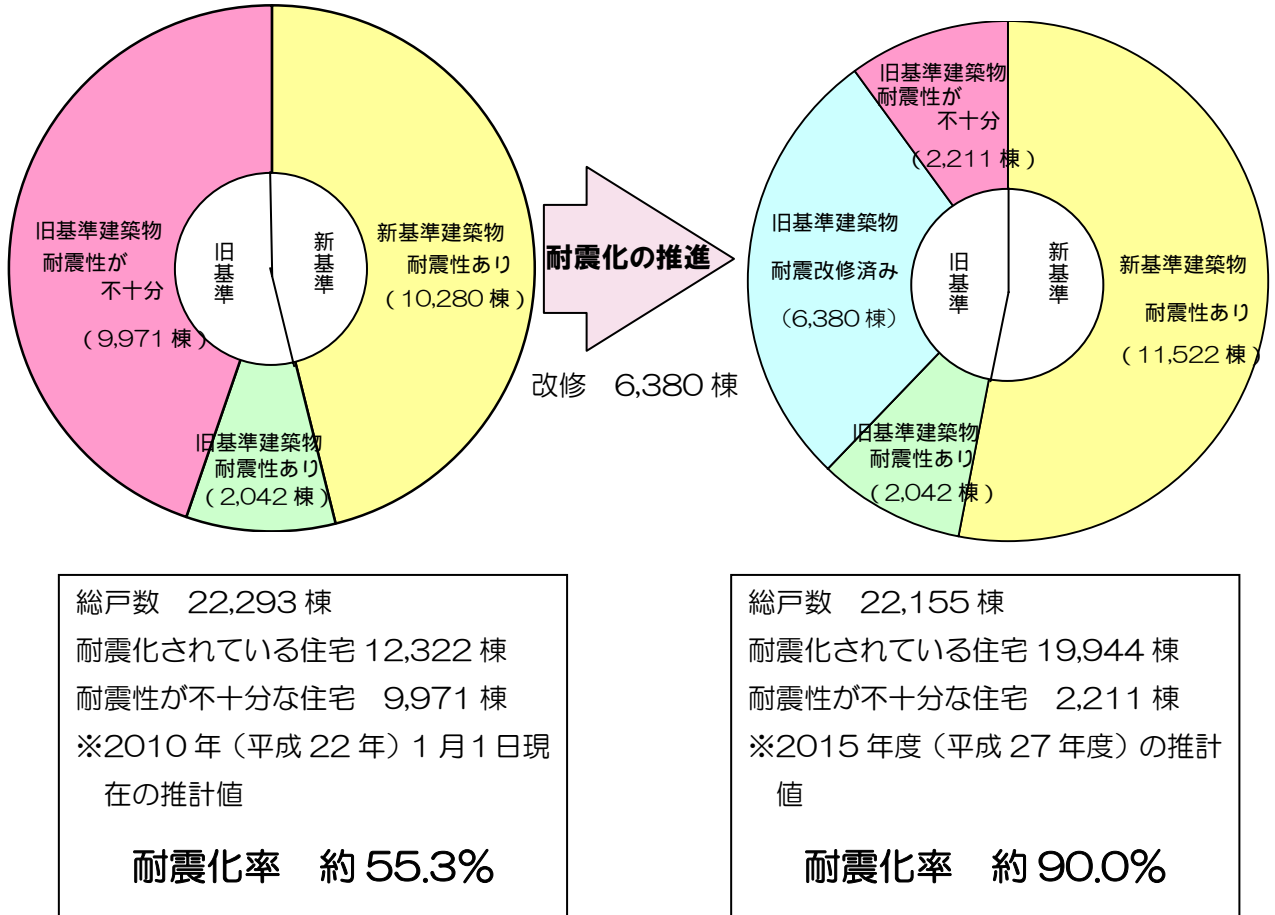
※ 1980 年（昭和 55 年）以前の耐震性がある住宅の割合（木造 12%、非木造 76%）は、国の推計値に合わせて集計している。

(4) 住宅の耐震化の目標

本市においては、国の基本方針及び香川県耐震化推進プランを踏まえ、2015 年度（平成 27 年度）末までに住宅の耐震化率を 90%とすることを目指す。

住宅の耐震化率の目標

住宅の耐震化の状況（2010 年度（平成 22 年度）） 2015 年度（平成 27 年度）の目標



第 2 節 特定建築物の耐震化の現状把握及び目標

（１）特定建築物の耐震化の現状

2010 年（平成 22 年）1 月 1 日現在において、耐震改修促進法第 6 条に基づく、特定建築物についての耐震化の現状は、次ページの表のとおりである。

本市内における特定建築物総数は 299 棟であり、1981 年（昭和 56 年）6 月以降の建築物（新基準建築物）が 181 棟、1981 年（昭和 56 年）5 月以前の建築物（旧基準建築物）が 118 棟であった。また、旧基準建築物のうち、耐震改修が実施済みである建築物は 2 棟であるため、耐震性のある建築物は 183 棟となり、61.2% が耐震化されていると推計される。

本市における特定建築物の耐震化の現状（2010 年（平成 22 年）1 月 1 日現在）

建築用途	建築年		合計棟数	耐震改修済 (b)	耐震性有 (a+b)	耐震化率 (%)
	1981 年 (昭和 56 年) 5 月以前	1981 年 (昭和 56 年) 6 月以降 (a)				
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	19	8	27	0	8	29.6
上記以外の学校	2	16	18	1	17	94.4
体育館（一般公共の用に供されるもの）	3	1	4	0	1	25.0
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	-	-	-	-	-	-
病院、診療所	5	3	8	0	3	37.5
劇場、観覧場、映画館、演芸場	-	-	-	-	-	-
集会場、公会堂	0	1	1	0	1	100.0
展示場	-	-	-	-	-	-
卸売市場	-	-	-	-	-	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3	3	6	0	3	50.0
ホテル、旅館	0	5	5	0	5	100.0
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	1	19	20	0	19	95.0
事務所	1	6	7	0	6	85.7
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	0	12	12	0	12	100.0
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0	2	2	0	2	100.0
幼稚園、保育所	3	4	7	1	5	71.4
博物館、美術館、図書館	-	-	-	-	-	-
遊技場	-	-	-	-	-	-
公衆浴場	-	-	-	-	-	-
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	-	-	-	-	-	-
理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	-	-	-	-	-	-
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	1	11	12	0	11	91.7
車両の停止場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	-	-	-	-	-	-
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	-	-	-	-	-	-
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物（以上、耐震改修促進法第6条第1号）	0	1	1	0	1	100.0

建築用途	建築年		合計棟数	耐震改修済 (b)	耐震性有 (a+b)	耐震化率 (%)
	1981年 (昭和56年) 5月以前	1981年 (昭和56年) 6月以降 (a)				
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第6条第2号）	36	41	77	-	41	53.2
地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物（耐震改修促進法第6条第3号）	44	48	92	-	48	52.2
合計	118	181	299	2	183	61.2

※ 国、県の施設は含まない。

耐震改修促進法第6条第1号から3号特定建築物の要件に複数該当する建築物は、重複して計上している。

特定建築物の定義は、資料2のとおり。

（２）特定建築物の耐震化の目標

本市においては、国の基本方針及び香川県耐震推進プランを踏まえ、災害時に重要な機能を果たす建築物については、2015年度（平成27年度）末までに耐震化率を90%とすることを目指す。

特定建築物の耐震化の目標

区 分			現状の耐震化率 (2010年(平成22年)1月1日現在)	目標の耐震化率 (2015年度(平成27年度)末)
多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第6条第1号)	1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	庁舎等地域防災計画等で定めるもの	1棟/2棟 (50.0%)	90%
	2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	公立学校、体育館、各種センター等地域防災計画等で定めるもの	15棟/43棟 (34.9%)	
	3 不特定多数の者が利用する建築物	集会場等で法の指示対象建築物	34棟/36棟 (94.4%)	
	4 その他の建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、事務所、工場等	44棟/49棟 (89.8%)	
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第6条第2号）			41棟/77棟 (53.2%)	90%
地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物（耐震改修促進法第6条第3号）			48棟/92棟 (52.2%)	90%

第3節 公共建築物の耐震化の現状把握及び目標

(1) 防災拠点となる市有建築物の耐震化の現状

防災拠点となる市有建築物（さぬき市地域防災計画で防災上重要建築物として指定され、かつ非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延床面積200㎡を超えるもので、耐震改修促進法改正施行時において、建築基準法第20条第2号に該当する建築物）は、49棟あり、1981年（昭和56年）6月以降の建築物（新基準建築物）が25棟、1981年（昭和56年）5月以前の建築物（旧基準建築物）が24棟であった。また、旧基準建築物のうち、耐震診断結果から耐震性を満たすとされた建築物は5棟あり、したがって、耐震性のある建築物は30棟となり、市内の防災拠点となる市有建築物総数49棟のうち61.2%が耐震化されていると推計できる。

防災拠点となる市有建築物の耐震化の現状（2010年（平成22年）6月10日現在）

建築用途	建築年		合計 棟数	耐震診 断の結果耐震 性有 (b)	耐震 改修済 (C)	耐震 性有 (a+b+C)	耐震 化率 (%)
	1981年 (昭和56年) 5月以前	1981年 (昭和56年) 6月以降 (a)					
1.庁舎、支所、出張所	6	2	8	0	0	2	25.0
2.消防屯所	0	1	1	0	0	1	100.0
3.児童館	0	1	1	0	0	1	100.0
4.幼稚園	1	0	1	0	0	0	0.0
5.小学校	9	1	10	5	0	6	60.0
6.中学校	1	1	2	0	0	1	50.0
7.情報伝達等施設	0	2	2	0	0	2	100.0
8.病院	1	3	4	0	0	3	75.0
9.公民館	6	1	7	0	0	1	14.3
10.コミュニティ集会施設等	0	13	13	0	0	13	100.0
合計	24	25	49	5	0	30	61.2

（２）防災拠点となる市有建築物の耐震化の目標

防災拠点となる市有建築物については、2015 年度（平成 27 年度）末までに、耐震化率を 90%とすることを目指す。なお、施設のあり方の検討結果など今後の状況変化に的確に対応するため適宜見直しを行う。

防災拠点となる市有建築物の耐震化計画

区 分			棟数
防災拠点となる市有建築物			49 棟
内 訳	うち、耐震化の検討を要する施設 （1981 年（昭和 56 年）5 月以前の建築施設）		24 棟
	改修不要の施設	改修済み（改修不要）	5 棟
		改修済み	0 棟
	現有建築物の耐震化を図る建築物（耐震化計画対象建築物）		12 棟
	改築予定又は廃止（統合）等あり方検討中		7 棟

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物等の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要である。

市及び県は、特定建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、自主的な取組を促進するとともに、防災拠点となる市有建築物について、財政状況も踏まえた効率的な計画を策定し、耐震化に取り組むものとする。

市町村は、耐震改修促進法第5条第7項において、国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとなっている。さぬき市耐震改修促進計画の策定に当たっては、地域の状況を踏まえた減災に必要な事項について定めるものとする。

第2節 役割分担

(1) 市の役割

①耐震改修促進計画の策定と見直し

- ・市計画の作成
- ・市計画に基づく施策等の進捗状況の検証
- ・市計画の見直し（必要に応じて）

②耐震診断、耐震改修等の実施

- ・防災拠点となる市有施設の耐震診断、耐震改修の計画的な実施
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・民間住宅の耐震化への支援
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への支援

③耐震診断、耐震改修に関する知識の普及・啓発

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・パンフレット、地震ハザードマップ等の作成・配布

④職員等への防災教育

- ・県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会等への参加

⑤関係団体との連携

- ・県及び関係団体との連携及び情報提供

⑥地震時の安全対策の普及・啓発

- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策
- ・窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策
- ・天井等の非構造部材の落下防止対策
- ・建築設備の地震対策
- ・家具の転倒防止対策
- ・エレベーターの地震対策

(2) 県の役割

①県計画の策定

- ・県計画に基づく施策等の進捗状況の検証
- ・県計画の必要に応じた見直し

②耐震診断、耐震改修の推進及び促進

- ・県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・民間住宅の耐震化への支援
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への支援
- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ・屋根ふき材、窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ・建築設備の耐震対策の指導
- ・家具の転倒防止対策の啓発
- ・耐震改修促進法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ・耐震改修促進法に基づく特定建築物の所有者に対する指導等
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・県民向けの耐震対策講習会の開催
- ・木造住宅簡易耐震診断の実施

④技術者の養成

- ・耐震診断、耐震改修に関する講習会の実施
- ・耐震対策講習会受講者名簿の作成及び縦覧

⑤連携

- ・県及び所管行政庁、市町、建築関係団体との連携体制の確立及び相互協力
- ・所管行政庁、市町、建築関係団体が行う施策への協力
- ・所管行政庁、市町、建築関係団体への情報提供

(3) 所有者の役割

住宅建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため耐震診断・耐震改修や建て替え等に努め、自らの生命・財産を守ることを基本とする。

第3節 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

市民に対し、建築物の耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、国や県の耐震診断及び耐震改修等の助成制度と税の優遇措置等を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていくものとする。

(1) 助成制度

市は住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の国及び県の助成制度を活用し、既存住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等の支援を行うものとする。

(2) 税制度・融資制度

耐震改修に係る主な税制の概要や独立行政法人住宅金融支援機構（旧「住宅金融公庫」）など融資制度の活用方法について、市の広報紙やホームページなどで広く住民に対して周知に努める。

以下の制度は、2011年度（平成23年度）の概要であり今後変更される場合がある。

所得税の特別控除制度

対 象	主な要件等
住宅	個人が、2009年（平成21年）1月1日から2013年（平成25年）12月31日までに、旧耐震基準（1981年（昭和56年）5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合、改修費用と当該改修に係る標準的な工事費用相当額（いずれも補助額を差し引いた後）のいずれか少ない金額（200万円を上限）の10%を所得税額から控除。

固定資産税の減免制度

対 象	主な要件等
住宅	旧耐震基準により建設された耐震改修工事（工事費用 30 万円以上のもの）を行った場合、当該住宅の 120 m²相当部分につき、固定資産税額を以下のとおり減額。 ・2006 - 09 年（平成 18 - 21 年）に工事を行った場合 3 年間 1/2 に減額 ・2010 - 12 年（平成 22 - 24 年）に工事を行った場合 2 年間 1/2 に減額 ・2013 - 15 年（平成 25 - 27 年）に工事を行った場合 1 年間 1/2 に減額

住宅ローン減税制度【所得税】

対 象	主な要件等
住宅	金融機関等から返済期間 10 年以上の住宅ローンを受けて住宅の新築、取得又は増改築等を行った場合、居住の年から 10 年間、住宅ローン残高の 1.0%を所得税額から控除。（長期優良住宅では最大 1.2%） （2009 年（平成 21 年）1 月 1 日～2013 年（平成 25 年）12 月 31 日入居分まで）

住宅金融支援機構等による融資制度

住宅金融支援機構において、耐震改修工事に関する低金利融資制度が設けられている。

耐震改修工事に関する低金利融資制度の概要

機構名等	制度の名称	主な要件等
住宅金融支援機構 四国支店	リフォーム融資	工事完了後の住宅部分の床面積が 50 m²（共同建：40 m²）以上の住宅で、下記の事項を満たす者 ・自らが住むための住宅（本人、本人の配偶者、本人又は配偶者の親族の所属する住宅）をリフォームするもの ・原則申込日現在、79 歳未満の者 ・借入金の毎月の返済額の 5 倍以上の月収（必要収入）がある者 ・日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人
	賃貸住宅リフォームローン	耐震改修促進計画の認定を受けた耐火構造又は準耐火構造の賃貸住宅

第４節 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

（１）相談窓口の設置

本市では、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を建設経済部都市計画課内に耐震相談窓口を設置し、住民からの建築相談に応じている。また、相談に応じる職員には、研修等に参加させ、知識の習得に努める。

（２）住民への情報提供

- ・本市では、本計画や、県が作成した冊子、日本建築防災協会が作成・公表しているパンフレット等を活用し、市民に対して、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を行うとともに、耐震診断及び耐震改修に関する支援制度の概要等についても、ホームページ等を活用して紹介する。
- ・建築物の所有者等が安心して耐震改修等の実施が行えるように、耐震診断及び耐震改修に関する一定の資格又は講習会を受講した信頼できる業者や技術者に関する情報の提供を行う。

第５節 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

（１）コンクリートブロック塀の転倒防止対策

1978年（昭和53年）6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒によって多くの死傷者が出た。コンクリートブロック塀は特に市街地の住宅密集地域に多くあり、転倒した場合には避難時の妨げになるのみならず、その下敷きになって死傷する可能性がある。このため、ブロック塀の倒壊の危険性を住民に周知するとともに、補強方法等の普及、徹底を図り、必要に応じて改善を働きかける。特に緊急輸送路及び通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀について改善を働きかける。

（２）窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策

1978年（昭和53年）6月に発生した宮城県沖地震や2005年（平成17年）3月に発生した福岡県西方沖地震では、窓ガラスが破損し落下して多くの負傷者が出た。窓ガラスの破損や、屋外看板、屋根ふき材等、外壁等の落下があれば、死傷者や避難・救援活動への支障等が生じる。このため、窓ガラス等の破損や落下の危険性を住民に周知するとともに、補強・落下防止対策の周知、徹底を図り、必要に応じて改善を働きかける。特に、避難路や通学路に面する建築物について改善を働きかける。

(3) 天井等の非構造部材の落下防止対策

2001年（平成13年）3月に発生した芸予地震及び2003年（平成15年）9月に発生した十勝沖地震では体育館等の天井が落下し負傷者が出た。大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が予想される。このため、建築物の所有者へ、適切な施工技術及び補強方法の普及、徹底を図り、必要に応じて改善を働きかける。

(4) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなるため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要がある。特に、重点的に耐震化を図るべき建築物（住宅を除く。）を対象に、建築設備の耐震化を働きかける。

(5) 家具の転倒防止対策

家具の転倒は、それによる負傷に加え、避難や救援活動に支障が生じるため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を住民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及、徹底を働きかける。

(6) エレベーターの地震対策

2005年（平成17年）7月に発生した千葉県北西部を震源とする地震では、1998年（平成10年）に改訂された「昇降機耐震設計・施工指針」を満たしていないエレベーターに多くの故障や損傷が見られた。このため、「昇降機耐震設計・施工指針」を満たしていないエレベーター及び地震時管制運転装置が設置されていないエレベーターの所有者へ耐震化を働きかける。

※ 『昇降機耐震設計・施工指針』国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人建築設備・昇降機センター発行

(7) 耐震化のための基礎資料の作成

特定建築物について、その情報をデータベース化し、耐震化の状況を把握することにより、耐震化の目標設定や耐震化のための施策を策定するための基礎資料として整備する。これに基づき、必要に応じて耐震化の目標の見直しを行うとともに、特定建築物の位置を把握し、関係部局等と連携しつつ、特定建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震診断、耐震改修のための計画を策定するよう働きかける。

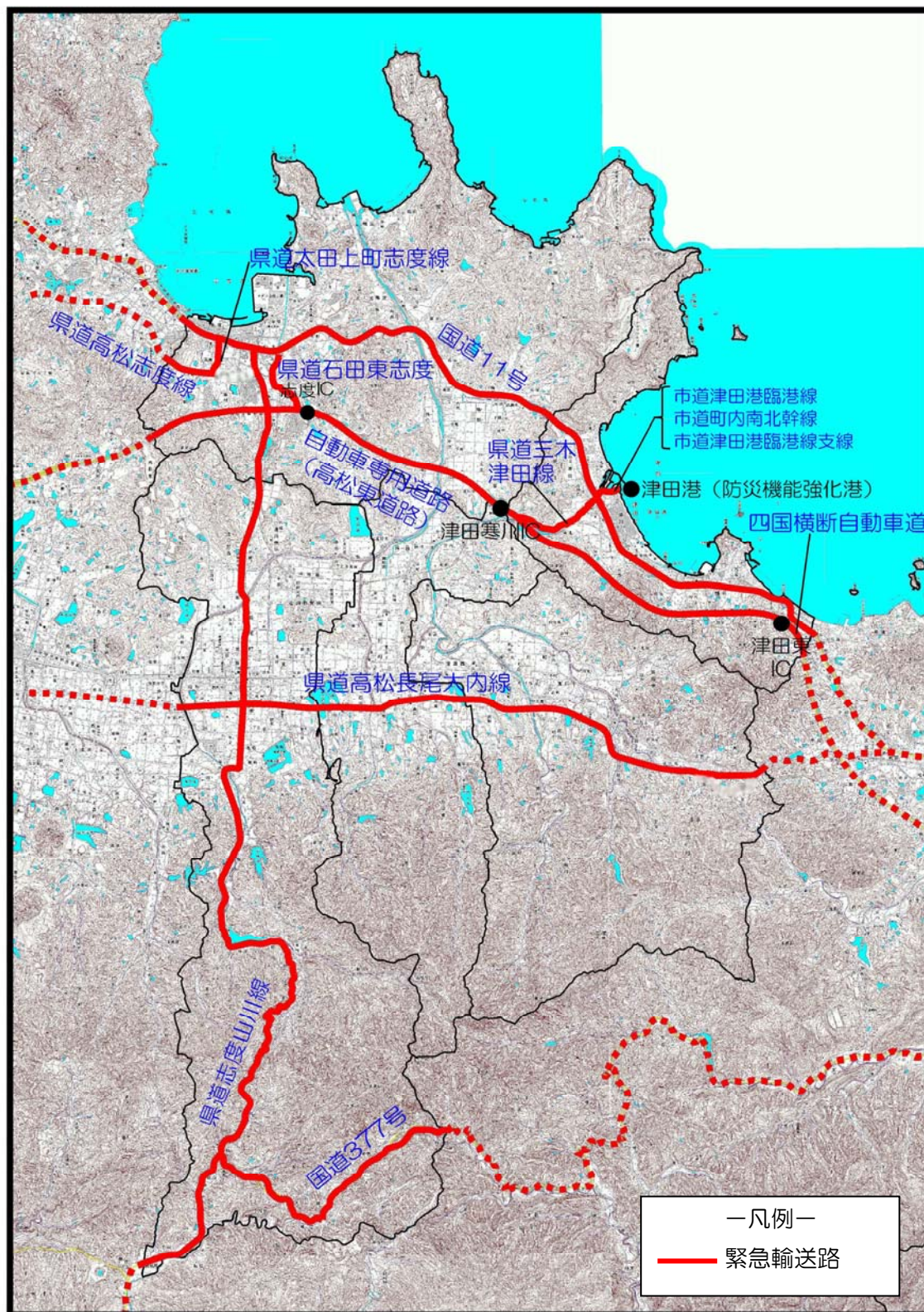
第 6 節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定により、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路を、香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画において次のとおり緊急輸送路として指定し、当該道路沿道の建築物の耐震化を促進する。災害時にこれらの建築物の倒壊を防ぐことで、交通の寸断を防ぎ、迅速な災害復旧を行えるようにする。

緊急輸送路名称及び区間

区 分	路線名称	市内の区間	管理者
緊急輸送路	自動車専用道路（高松東道路）	三木町境～さぬき市津田町鶴羽	西日本高速道路四国支社
	四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～東かがわ市境	西日本高速道路四国支社
	国道 11 号	市内全線	国
	県道高松長尾大内線	市内全線	県
	県道高松志度線	高松市境～県道太田上町志度線との交差点	県
	県道太田上町志度線	県道高松志度線との交差点～国道 11 号	県
	県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和	県
	県道石田東志度線	志度 IC～国道 11 号	県
	県道三木津田線	津田寒川 IC～国道 11 号	県
	国道 377 号	市内全線	県
	市道津田港臨港線	津田港～国道 11 号	さぬき市
	市道町内南北幹線	津田港～国道 11 号	さぬき市
	市道津田港臨港線支線	津田港～国道 11 号	さぬき市

※市道津田港臨港線、市道町内南北幹線、市道津田港臨港線支線については、防災機能強化港である津田港からの輸送確保路線への連絡経路として、緊急輸送路に位置付ける。



緊急輸送路位置図

第7節 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

急傾斜地崩壊の地盤災害予防対策については、香川県や関係団体と連携を図りながら、香川県が指定したそれぞれの区域を巡回、パトロールし、実体の把握に努める。

また、災害を未然に防止するため、警戒避難体制の確立と自主防災組織の育成に努め、被害の軽減を図る。

第8節 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物としては、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護、避難所等の防災拠点となる市有建築物とする。

第9節 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・さぬき市地域防災計画に定める緊急輸送路の沿道地域
- ・避難所周辺地域

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等の協力

第1節 指導等への協力

特定建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁である香川県と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁と十分連絡調整を行い、連携を図りながら、指導等の協力を行う。

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する 啓発及び知識の普及

第1節 地震ハザードマップの作成・公表

住民の地震に対する意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、地震ハザードマップを作成する。地震ハザードマップは、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、建物被害を表示した地域の危険度マップも作成する。なお、地震ハザードマップは、市のホームページに公表するとともに全世帯に配布する。

※ 地震ハザードマップは、資料5のとおり。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、建設経済部都市計画課内に相談窓口を設置し、住民の相談に応じているが、今後も引き続き行う。

また、県の作成している耐震診断・耐震改修に関するパンフレット、耐震改修の事例集、耐震改修工法に関する資料の提供を行うとともに、市の広報紙やホームページなどを通じて、最新の情報を提供する。

第3節 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の参加啓発

相談窓口には、耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを常備するとともに、セミナー・講習会への参加啓発を行い、地震に対する防災意識の向上を図る。

【代表的なパンフレット】

- ・「わが家の防災対策BOOK」（香川県）
- ・「自分で守ろう大事なわが家」（香川県）
- ・「地震からわが家を守ろう」（財団法人日本建築防災協会編）
- ・「地震にそなえて わが家の耐震知識」（財団法人日本建築防災協会編）
- ・「誰でもできるわが家の耐震診断」（財団法人日本建築防災協会編）
- ・「木造住宅の耐震改修の費用」（財団法人日本建築防災協会編）
- ・「地震にそなえて 窓ガラスの地震対策」（財団法人日本建築防災協会編）
- ・「ブロック塀を点検しよう！」（四国すまいづくり推進会議）

第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会は、耐震改修を実施する好機であり、あわせて工事を行うことによる費用面でのメリットもある。このため、リフォームにあわせた耐震改修が、市場において適切に普及するよう関係団体と連携を図る。

第5節 自治会等との連携

地震による被害を最小限に抑えるためには、日ごろから地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要である。市内各地域に、自治会を主体とした自主防災組織ができつつあることから、防災意識の向上のため、防災訓練・研修会等により、地域住民と連携した活動を行う。

第6節 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発

(1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される住宅については、現行の耐震基準等に従って適切に建築されるように住宅性能表示制度の情報提供を行う。

(2) 地震保険の普及・啓発

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の補償が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できる。

損害保険料率算出機構の資料によると、2008年度（平成20年度）末における香川県の地震保険加入件数は9万3千件で、世帯加入率は22.8%と全国平均（22.4%）とほぼ同じである。地震保険の加入促進のため、地震保険の保険料、補償内容等の情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努める。

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

第1節 庁内推進体制の確立

市の特定建築物を所管する部局と連携し、耐震化に向けた推進体制を確立する。また、防災拠点となる市有建築物については優先順位を決めて耐震化を推進する。

第2節 関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進に向けて、社団法人香川県建築士会、社団法人香川県建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会（JSCA）等、県内外の建築関係団体等との連携体制を引続き維持・発展させるように努める。

第3節 その他

（１）目標等の見直し

市内の住宅、特定建築物及び防災拠点となる市有建築物の耐震化状況は、適宜検証し必要に応じて目標等の見直しを行う。

（２）耐震化実施計画

耐震改修促進計画は、必要に応じて変更する。また、本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

さぬき市耐震改修促進計画

資料編

資料1	建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	1
資料2	特定建築物の解説	8
資料3	用語解説	10
資料4	パブリックコメント	11
資料5	さぬき市地震ハザードマップ	11
	ゆれやすさマップ	12
	地域の危険度マップ	13

資料1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

建築物の耐震改修の促進に関する法律

（平成七年十月二十七日法律第二百二十三号）

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項 に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホー

△その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、

安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物につ

いては、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

- 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

資料2 特定建築物の解説

(1) 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条第1号)

番号	耐震改修促進法での用途区分	耐震改修促進法での規模要件
1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 屋内運動場の面積を含む
2	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
3	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上
4	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
5	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
6	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
7	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
8	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
9	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
10	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
11	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
12	賃貸住宅(共同住宅に限る。) 寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
13	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
14	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
16	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
17	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
18	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
19	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
20	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
21	理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
22	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上
23	車両の停止場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
25	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上

※ 規模要件の面積は、床面積の合計による。

(2) 危険物を取り扱う建築物(耐震改修促進法第 6 条第 2 号)

危険物の種類	危険物の数量
火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火薬 リ 導爆線 ス 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500km 500km 5 万個 2t 2t 10t 5t
消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
マッチ	300 マッチトン
可燃性のガス（ 及び を除く ）	2 万 m ³
圧縮ガス	20 万 m ³
液化ガス	2,000t
毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20t 劇物 200t

※ マッチトンは、マッチの計量単位であり、1 マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で 7,200 個。

(3) 道路を閉塞させる建築物(耐震改修促進法第 6 条第 3 号)

耐震改修促進法での区分	建築物の高さ	解説図
面している緊急交通路の幅員が 12m を越える場合	道路幅員の 1 / 2 より高い建築物	高さ (L/2) 45° 中央 道路 (L)
面している緊急交通路の幅員が 12m 以下の場合	6 m より高い建築物	高さ 6m 45° 道路 6m

資料3 用語解説

○ 耐震基準

建築物などの構造物が地震の力に対して安全であるように設計する（耐震設計）ための基準が「耐震基準」である。

構造物の種類ごとに基準があり、住宅やビルなどの建築物は、建築基準法により、それぞれの工法（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造など）ごとに耐震基準が示されている。

現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれ、主に1978年（昭和53年）の宮城県沖地震後の抜本的見直しを受けて、1981年（昭和56年）6月に大改正されたものであり、必要壁量の見直しなどにより、旧来の基準に比べて耐震性の向上を図っている。なお、その後も阪神・淡路大震災などを受けて、建築基準法における耐震基準の改正が行われ、現在に至っている。この新耐震基準による建築物は、阪神・淡路大震災でも被害が少なかったとされており、地震に対する一定の強さが確保できていると考えられている。

この「新耐震基準」が制定された1981年（昭和56年）6月を境に、「1981年（昭和56年）5月以前の耐震基準の建築物」、「1981年（昭和56年）6月以降の新耐震基準による建築物」などの表現がなされている。

○ 耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに1995年（平成7年）に制定された法律で、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることを定めている。2005年（平成17年）に改正（2006年（平成18年）1月26日施行）され、耐震化をより促進するため、住宅・建築物の所有者等の努力義務が強化された。

○ 耐震診断

既存の住宅・建築物について、想定される地震に対する安全性を評価するための調査のこと。

○ 耐震改修

既存の住宅・建築物の耐震性を向上させるために実施する改修工事のこと。

○ 耐震化

住宅や建築物において、耐震診断の結果、耐震補強・耐震改修の必要があると診断された場合、地震に強い構造に建替えや、必要な補強・改修工事を行い、耐震性を強化すること。

○ 耐震化率

全建物の中で、耐震性がある建物（新耐震基準に基づく建物、耐震診断で耐震性有りと判定された建物、耐震改修を実施した建物）の割合をいう。本計画では、建物の数を棟単位で集計している。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{新耐震基準に基づく建物} + \text{耐震診断で耐震性ありと判定された建物} + \text{耐震改修を実施した建物}}{\text{すべての建物}}$$

○ 特定建築物（耐震改修促進法第6条第1号から第3号まで）

多数の者が利用することや、危険性のある物質を扱っていること、倒壊すると重要な道路を塞ぐ恐れがあることなどの条件に該当する建築物。

資料4 パブリックコメント

さぬき市耐震改修促進計画（素案）について、2010年（平成22年）8月2日（月）から8月16日（月）までパブリックコメントを実施した。

資料5 さぬき市地震ハザードマップ

次ページ以降にさぬき市地震ハザードマップを示した。

（1）ゆれやすさマップ（震度分布） P12

ゆれやすさマップは、東南海・南海地震が同時発生した場合に、さぬき市で想定される震度分布を表現している。地震のゆれは、震源からの距離と地形の違いによって変化し、一般に川の近くでは地盤がやわらかく、周囲と比べて1段大きな震度でゆれることもある。

（2）地域の危険度マップ（全壊率） P13

地域の危険度マップは、ゆれやすさマップで示した強さのゆれとなった場合に、建物に生じる被害の程度（全壊する建物の割合）を表したものである。全壊率3%とは、100棟のうち3棟が全壊となる割合を表している。50mの格子（メッシュ）でシミュレーションしており、個々の建物の全壊率を判定したものではない。

凡 例

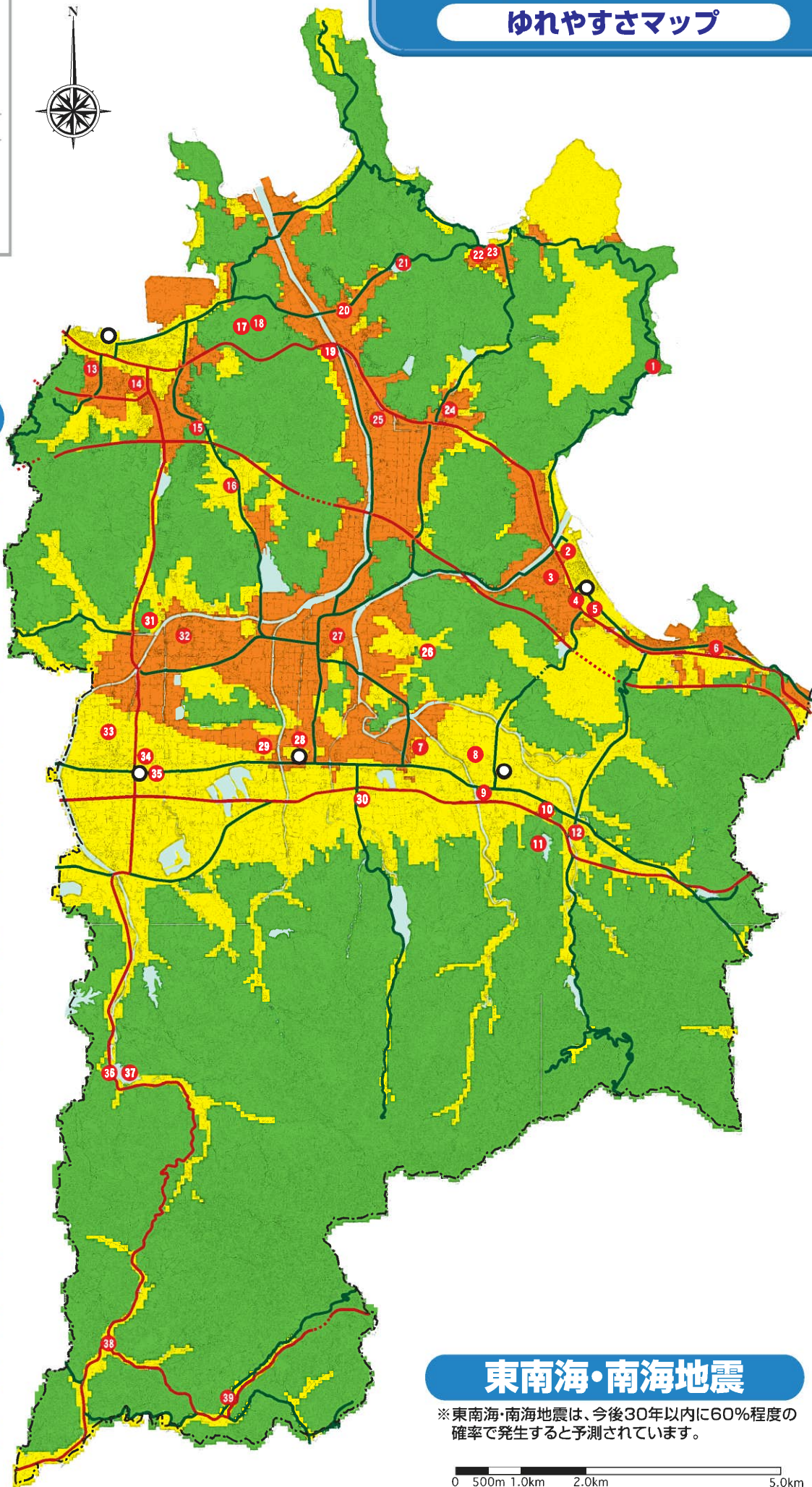
- NO. 避難所
 - 市役所・支所
 - 緊急輸送路
 - 主要道路
- | 震度階級 | |
|------|------|
| | 震度6強 |
| | 震度6弱 |
| | 震度5強 |

避難所一覧

- 1 津田公民館北山分館
- 2 津田幼稚園
- 3 県立津田高等学校
- 4 津田公民館
- 5 津田小学校
- 6 津田多目的研修集会施設
- 7 富田小学校
- 8 大川公民館
- 9 大川町児童館
- 10 大川コミュニティセンター
- 11 ゆ〜とびあみろく
- 12 松尾小学校
- 13 県立志度高等学校
- 14 志度中学校
- 15 志度南交流センター
- 16 志度公民館末分館
- 17 志度構造改善センター
- 18 志度社会福祉センター
- 19 志度東中学校
- 20 生涯学習館
- 21 日盛の里
- 22 小田小学校
- 23 小田ふれあいプラザ
- 24 鴨部ふれあいプラザ
- 25 鴨部小学校
- 26 春日温泉寒川福祉センター
- 27 神前小学校
- 28 寒川公民館
- 29 寒川ふれあいプラザ
- 30 椿の庄さんがわ
- 31 造田コミュニティセンター
- 32 造田小学校
- 33 香川東部養護学校
- 34 長尾公民館
- 35 長尾小学校
- 36 前山小学校
- 37 長尾公民館前山分館
- 38 多和小学校
- 39 多和小学校横川分校

さぬき市地震ハザードマップ

ゆれやすさマップ



東南海・南海地震

※東南海・南海地震は、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されています。

0 500m 1.0km 2.0km 5.0km

凡 例

- NO. 避難所
 - 市役所・支所
 - 緊急輸送路
 - 主要道路
- | 全壊率 | |
|-----|--------|
| | 15%以上 |
| | 10～15% |
| | 5～10% |
| | 5%未満 |

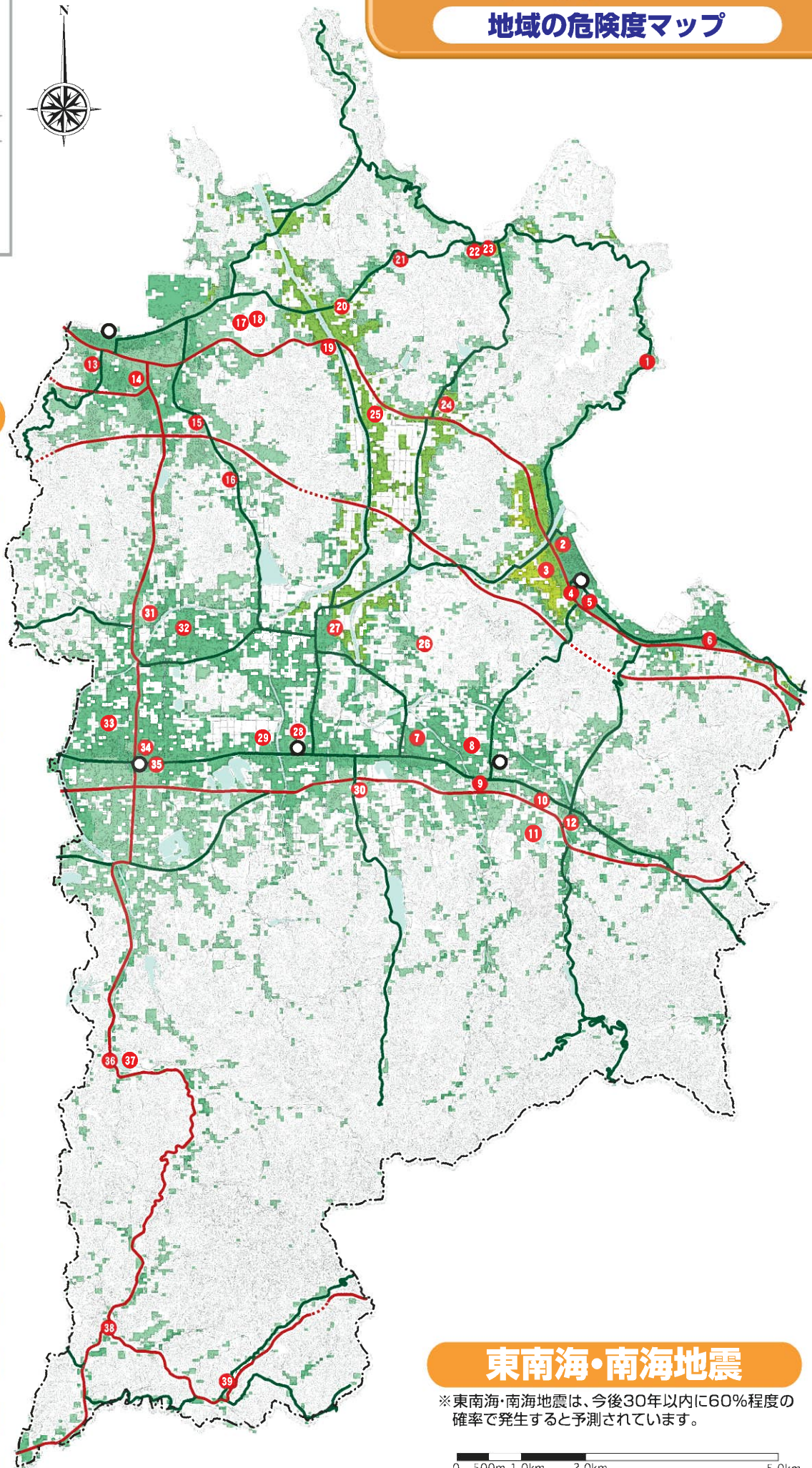


さめき市地震ハザードマップ

地域の危険度マップ

避難所一覧

- 1 津田公民館北山分館
- 2 津田幼稚園
- 3 県立津田高等学校
- 4 津田公民館
- 5 津田小学校
- 6 津田多目的研修集会施設
- 7 富田小学校
- 8 大川公民館
- 9 大川町児童館
- 10 大川コミュニティセンター
- 11 ゆ〜とびあみろく
- 12 松尾小学校
- 13 県立志度高等学校
- 14 志度中学校
- 15 志度南交流センター
- 16 志度公民館末分館
- 17 志度構造改善センター
- 18 志度社会福祉センター
- 19 志度東中学校
- 20 生涯学習館
- 21 日盛の里
- 22 小田小学校
- 23 小田ふれあいプラザ
- 24 鴨部ふれあいプラザ
- 25 鴨部小学校
- 26 春日温泉寒川福祉センター
- 27 神前小学校
- 28 寒川公民館
- 29 寒川ふれあいプラザ
- 30 椿の庄さんがわ
- 31 造田コミュニティセンター
- 32 造田小学校
- 33 香川東部養護学校
- 34 長尾公民館
- 35 長尾小学校
- 36 前山小学校
- 37 長尾公民館前山分館
- 38 多和小学校
- 39 多和小学校横川分校



東南海・南海地震

※東南海・南海地震は、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されています。

0 500m 1.0km 2.0km 5.0km



さぬき市

さぬき市耐震改修促進計画

発行：2010 年（平成 22 年）9 月

改正：2012 年（平成 24 年）3 月

編集：さぬき市建設経済部都市計画課

〒769-2195

香川県さぬき市志度 5385 番地 8

電話：087-894-1113(直通)

FAX：087-894-8268